

# 誰一人取り残さない、 多様性を認めあう社会をめざして

本市では、男女共生社会の実現に向け、平成8年に「秋田市男女共生社会への市民行動計画」を策定して以降、社会情勢などの変化を踏まえ、5年ごとに計画内容の見直しを行ってまいりました。

昨今、「男らしさ」や「女らしさ」とらわれないジェンダー平等の考え方や、性的指向や性自認に関する人々の認識が変化し、誰もが自分らしく生きることができる社会の構築に向けた気運が高まりつつあります。

また、働き方改革関連法の施行により、多様で柔軟な働き方が進展する中、女性の活躍を後押しする意識の醸成がはかれるとともに、性別による固定的な役割分担の見直しが着実に広がりを見せてきております。

このような状況を踏まえ、「誰一人取り残さない、多様性を認めあう社会」を実現するため、お互いの人権を尊重し、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できるこれまでの基本理念を継承しつつ、新たにアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消をはじめ、SDGsを踏まえたジェンダー平等社会の構築、性的指向や性自認に対する理解の推進、誰もが安心して働くことができる生活環境の整備などを盛り込んだ第6次市民行動計画を策定いたしましたので、引き続き、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの時間を費やしご審議いただきました秋田市男女共生推進会議委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をいただいた市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和5年3月

秋田市長 穂積 志



# 目次

## I はじめに 1

- 1 計画策定の趣旨 ..... 1
- 2 計画の位置づけ ..... 1
- 3 計画の期間 ..... 2
- 4 計画の構成 ..... 2
- 5 男女共生を取り巻く秋田市の動き ..... 3
- 6 秋田市の現状 ..... 5

## II 基本理念 8

## III 基本目標 9

## IV 施策・事業 11

### 施策・事業体系図

#### 基本目標1 性別によって役割が決まることのない、みんながいきいきと共生できるまち

- 1 男女共生についての理解の推進 ..... 15
- 2 学習機会と情報の提供 ..... 17

#### 基本目標2 みんなの人権が尊重され、健康で心豊かに生きることができるまち

- 1 人権の尊重、生命や家族を大切にす意識の醸成 ..... 19
- 2 心身の健康や性への配慮 ..... 21

#### 基本目標3 みんなが個性と能力を発揮する多様性に富んだ活力あるまち (秋田市女性活躍推進計画)

- 1 あらゆる分野における女性の活躍推進 ..... 23
- 2 ワーク・ライフ・バランスの実現のための職場環境の向上 ..... 24
- 3 誰もが安心して働くことができる生活環境の整備 ..... 26

#### 基本目標4 誰もが自分らしく暮らすことができ、みんなで支えあうまち

- 1 自律と支えあいによる人生の質の向上 ..... 27
- 2 市民協働によるまちづくり ..... 29

#### 重点取組事項 ..... 30

## V 計画推進のために

31

- 1 計画の充実 ..... 31
- 2 男女共生推進会議による施策・事業の充実 ..... 31
- 3 計画の進捗管理・評価 ..... 31
- 4 推進体制の整備 ..... 32
- 5 男女共生意識の浸透をはかる広報・イベントなどの充実 ..... 32
- 6 事業所の取り組みへの支援 ..... 33
- 7 未来を見据えた調査・研究の実施 ..... 33

## VI 資料編

- 1 男女共生と多様性に関する市民生活調査（令和3年9月）結果（抜粋） ..... 35
- 2 秋田市女性活躍推進企業実態調査（令和3年7月）結果（抜粋） ..... 61
- 3 第5次秋田市男女共生社会への市民行動計画の進捗状況（計画期間の総括） ..... 70
- 4 相談窓口一覧 ..... 73
- 5 男女共生のあゆみ ..... 75
- 6 秋田市男女共生推進都市宣言 ..... 79
- 7 日本女性会議2016秋田大会宣言 ..... 80
- 8 秋田市男女共生推進会議設置要綱（抜粋） ..... 80
- 9 秋田市男女共生推進会議委員 ..... 81

# I

## はじめに

### ① 計画策定の趣旨

本市では、「男女」という性別だけでなく、年齢、職業、身体状況、国籍などにかかわらず、誰もが互いの人権を認めあい、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる男女共生社会の実現をめざしています。

平成3年(1991年)から取り組みをスタートし、8年(1996年)に「秋田市男女共生社会への市民行動計画」を策定後、社会状況の変化に応じて計画を見直しながら、総合的・計画的に施策・事業を展開してきました。

その間、全国的に男女共同参画社会の実現に向けた気運が高まり、女性が活躍するステージが広がる一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、特に女性の就労や生活を取り巻く環境の厳しさが浮き彫りとなり、さまざまな場面で依然として、偏見や差別に苦しみ、自分らしく生きることができない人も決して少なくありません。

「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現するためには、誰もが互いの人権を認めあい、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる多様性を認めあうことが基盤となります。

また、少子高齢化の進行に伴い、本市の総人口、生産年齢人口が減少するなか、社会の活力を持続的に高めていくためには、多様な視点による男女共生社会の推進がこれまで以上に求められています。

このような状況のもと、これまでの取り組みを継承しつつ、新たな課題に対応するため、第5次市民行動計画の内容を見直し、本計画を策定します。

#### 「男女共生社会」について

本市が使用している「男女共生社会」は、平成3年に設置された「秋田市男女共生社会に関する懇話会」(平成14年に秋田市男女共生推進会議に改称)の提言を受けて使用している表現です。「男女」という性別だけでなく、年齢、職業、身体状況、国籍などにかかわらず、誰もが互いの人権を認めあい、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮することができる社会の意味を込めたもので、本市独自の考え方です。

### ② 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法(※1)第14条第3項の規定に基づき、国の「男女共同参画基本計画」、秋田県の「秋田県男女共同参画推進計画」を勘案して策定する、本市が男女共生社会を推進するための基本計画であるとともに、「第14次秋田市総合計画」(令和3年3月策定)における部門別の個別計画に位置づけられる計画です。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(※2)(以下、「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に基づく市町村推進計画(以下、「秋田市女性活躍推進計画」という。)として、基本目標3を位置づけています。

※1「男女共同参画社会基本法」とは、男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)を掲げ、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たすべき役割(責務、基本的施策)を定めた法律です。

※2「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」とは、女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則を掲げ、行政(国、地方公共団体)と事業主それぞれが果たすべき責務を定めた法律です。

### ③ 計画の期間

令和5年度から9年度までの5年間で計画期間とします。

### ④ 計画の構成

本計画は、「基本理念」、「基本目標」、「施策・事業」、「計画推進のために」により構成されます。

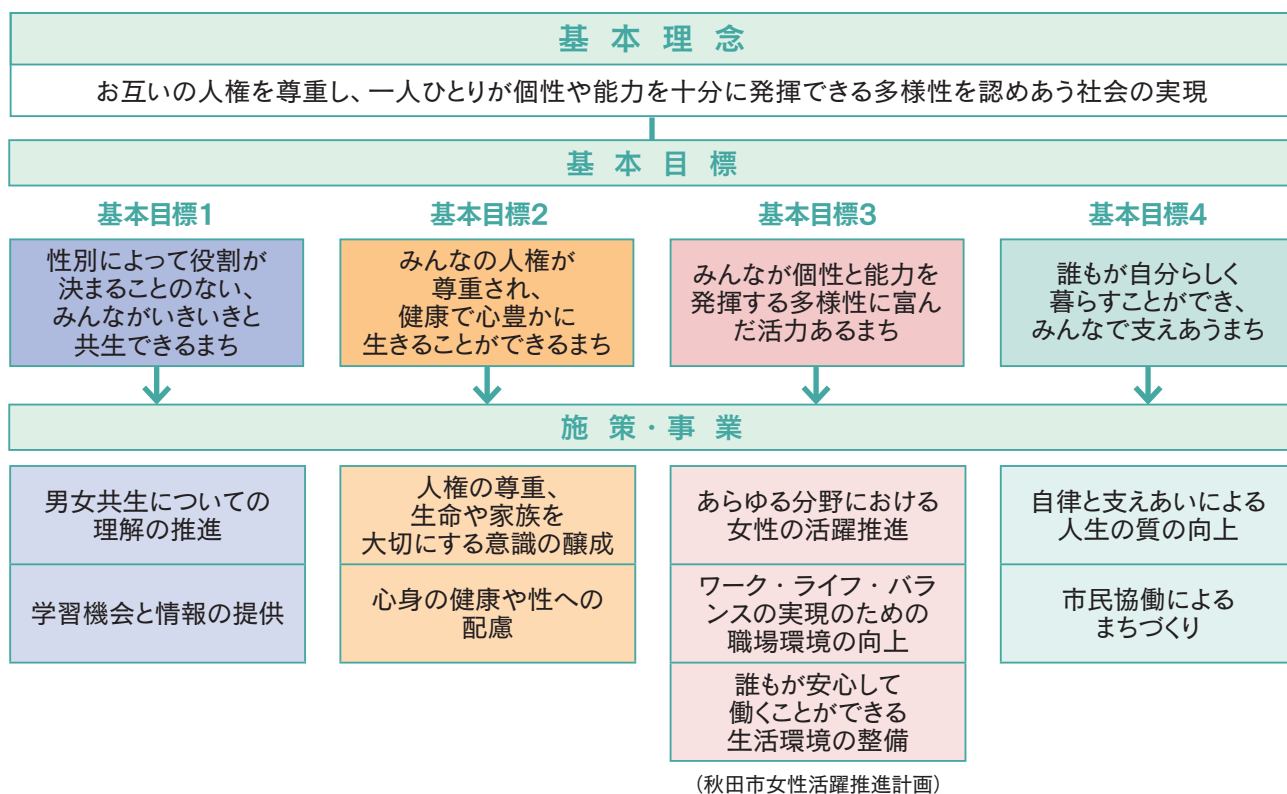
「基本理念」は、本計画でめざす、本市のあるべき姿を示すものです。

「基本目標」は、基本理念を実現するための、より具体的な目標を設定するものです。

「施策・事業」は、基本目標を実現するための取り組みを示すものです。

「計画推進のために」は、本計画に基づき、男女共生を着実に推進するための体制づくり、基本的な取り組み、計画の進捗管理などをまとめたものです。

#### 第6次市民行動計画の体系図



## ⑤ 男女共生を取り巻く秋田市の動き

1980年 (昭和55年)	<p><b>「働く婦人の家」設置</b> 産業部商工観光課の施設として設置され、世界、国、県の動向を見据え、女性の地位向上への取り組みをはじめました。</p>
1991年 (平成3年)	<p><b>「婦人センター」(「働く婦人の家」を併設)設置</b> 教育委員会生涯学習室の施設として設置し、本市に女性政策担当部門が誕生し、諮問機関として「秋田市男女共生社会に関する懇話会」を設置するとともに、行政内部組織として「秋田市男女共生社会を進める行政連絡会議」を発足させました。また、男女共生社会を考えるきっかけづくりの場として、「きらめく北の男女フォーラム」を開催しました。同フォーラムは、2002年(平成14年)から「しあわせ実感男女フォーラム」、2010年(平成22年)からは「男女共生フォーラム」に改称しました。</p>
1993年 (平成5年)	<p><b>「男女共生社会実現への提言ーともに生きる社会めざしてー」の提言</b> 「秋田市男女共生社会に関する懇話会」から市に提言されました。この提言書により、女性だけでなく男性も、高齢者も子どもも、障がいのある人も、国籍の違う人も、差別なくいきいきと暮らせる社会をめざして、市民一人ひとりの共生意識の向上と、性差の枠にとらわれずに個性に視点をあてることを基本とした環境づくりが求められました。</p>
同年	<p><b>婦人センターを「女性センター」に改称</b></p>
1996年 (平成8年)	<p><b>「秋田市男女共生社会への市民行動計画」策定</b> 「男女共生社会実現への提言ーともに生きる社会めざしてー」を踏まえて策定しました。この計画に基づいて、市民情報誌や男女共生ガイドブックの発行、学習会・セミナーの開催、女性人材リストの作成など、男女共生社会の実現のための施策・事業を推進しました。</p>
同年	<p><b>女性センターを「女性学習センター」に改称</b> 改称とともに、女性政策担当部門を商工部労政課に移管しました。</p>
1998年 (平成10年)	<p><b>商工部労政課に男女共生政策担当を設置</b></p>
2000年 (平成12年)	<p><b>商工部工業労政課に「男女共生政策室」を設置</b></p>
2001年 (平成13年)	<p><b>「秋田市男女共生社会への市民行動計画」改定、 「第2次秋田市男女共生社会への市民行動計画」策定</b></p>

2002年 (平成14年)	<b>「男女共生政策室」を企画調整部に移管</b> 全庁横断的な組織体制を整備しました。また、「秋田市男女共生社会に関する懇話会」を「秋田市男女共生推進会議」に改組し、「秋田市男女共生社会を進める行政連絡会議」を廃止しました。
2005年 (平成17年)	<b>「男女共生・次世代育成支援室」を企画調整部に設置</b> 男女共生政策と次世代育成支援を一体的に進めることとしました。
2007年 (平成19年)	<b>「第2次秋田市男女共生社会への市民行動計画」改定、 「第3次秋田市男女共生社会への市民行動計画」策定</b>
2010年 (平成22年)	<b>「男女共生・次世代育成支援室」を改組し、企画調整課に「男女共生・絆づくり担当」を設置</b>
2011年 (平成23年)	<b>「市民生活部市民協働・地域分権推進課」に移管</b> 男女共生を市民と幅広く連携して推進することとしました。
2013年 (平成25年)	<b>「第3次秋田市男女共生社会への市民行動計画」改定、 「第4次秋田市男女共生社会への市民行動計画」策定</b>
2015年 (平成27年)	<b>「秋田市男女共生推進都市宣言」</b> 男女共生社会の実現に向けた取り組みを積極的に推進することを広く周知するため、宣言を行いました。
2016年 (平成28年)	<b>「男女共生・女性会議推進室」設置、「日本女性会議2016秋田」の開催</b> 市民生活部市民協働・地域分権推進課を改組し、日本女性会議の開催に向け、設置しました。また、同年、男女共生社会の確立に向けた取り組みの一環として「日本女性会議2016秋田」を開催しました。
2017年 (平成29年)	<b>市民生活部生活総務課に「女性活躍推進担当」設置</b> 男女共生・女性会議推進室を改組して設置し、女性活躍推進担当課長を配置しました。
2018年 (平成30年)	<b>「第4次秋田市男女共生社会への市民行動計画」改定、 「第5次秋田市男女共生社会への市民行動計画」策定</b>
2022年 (令和4年)	<b>「秋田市パートナーシップ宣誓制度」導入</b>

## ⑥ 秋田市の現状

### (1) 人口

令和2年(2020年)国勢調査における秋田市の人口は、307,672人(男性145,411人、女性162,261人)となり、前回調査(平成27年(2015年)国勢調査)と比較して8,142人減少し、減少率は2.6%となっています。

また、15歳未満の年少人口は32,924人、15~64歳の生産年齢人口は177,299人、65歳以上の老年人口は97,449人となり、総数に占める割合はそれぞれ10.7%、57.6%、31.7%となっています。前回調査と比べて、年少人口が0.6ポイント、生産年齢人口が2.5ポイント、それぞれ低下し、老年人口は3.1ポイントの上昇となっています。64歳以下の年少人口および生産年齢人口の割合が減少し、65歳以上の老年人口の割合が大きく増加しています。

### (2) 市民意識

本計画の策定に向け、令和3年(2021年)9月に、18歳以上の市民3,000人を対象とした「男女共生と多様性に関する市民生活調査」を実施し、「多様性」「家庭生活」「結婚」「教育」「仕事と家庭」「介護や老後」「男女の人権に関わる問題」に関する考え方や行動を取りまとめました。

また、調査結果を秋田市男女共生推進会議専門委員会において分析し、市民意識に関する課題を次のとおり把握しました。

#### ① 多様性について

多様性を尊重する考え方は、性別、年齢、身体状況、国籍などの属性にとらわれることなく、お互いを認めあい、一人ひとりが個性や能力を発揮できる社会にとって非常に重要であり、「男女共生社会」の考え方の大きな基盤となるものです。

多様性を尊重していくという考え方について、市民意識は高まっており、多様性のうち、LGBTQなど性的少数者についても社会的な関心は高まっています。しかしながら、多様性を受容することについてはいまだ十分とはいえず、さまざまな偏見や差別の解消に向け、この理念を広く啓発するための取り組みを進める必要があります。

#### ② 家庭生活について

男女平等意識は確実に高まってきていますが、家事・育児・介護における役割分担は、以前として、女性の負担が重い実態があり、意識と実態の乖離が見られます。

アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)を含む固定的性別役割分担意識の解消と、それに基づく構造的な課題を明らかにし、家事・育児・介護の適切な役割分担を促す取り組みを行う必要があります。

#### ③ 結婚について

結婚に対して、男女とも消極的な傾向が一層強まり、いわゆる非婚化の進展がうかがわれます。家庭を営む(家計を支える)ことへの不安による萎縮、諦めの背後にある社会環境に目を向ける必要があります。

固定的な家族・家庭観から自由になることや、多様な働き方(勤務時間の柔軟化、起業や副業・兼業など)やパートナーシップのあり方など、従来とは異なる選択肢もあることを示す必要があります。



#### ④教育について

子育てにおいて、男女共にやさしさや思いやりのある子に育てることを重視している親の割合が高く、「男だから」「女だから」といった固定観念にとらわれず、ひとりの人間として共通の価値を重視する教育の実践が求められています。そのため、学校教育に求めることも、性別にとらわれず、本人の個性や能力を生かす教育を要望する割合が高く、この重要性を強く認識し、特に子どもにとって身近な存在である親や教員などの啓発に力点を置くことが求められています。

#### ⑤仕事と家庭について

女性の就労とその継続について、否定的な意見は非常に少なくなっています。しかしながら、女性の仕事と家庭生活の両立が難しい状況は大きく変わっておらず、就業継続や職場における両立支援制度の充実、多様で柔軟な働き方の推進、男性の家事参加等の環境整備が引き続き求められています。

女性が働きやすい職場環境は、女性のみならず誰もが働きやすい職場環境につながることから、仕事と家庭生活を両立することが可能な職場の環境づくりが求められています。

#### ⑥介護や老後について

多世代同居率の高い秋田でも、高齢世帯、単身世帯の増加や高齢者の施設入所の増加が見られる中、最後まで自分らしく、希望に添って生活できる環境づくりの推進が求められています。

介護の担い手については、男性の積極的な参加を促し、男女ともに介護を担うことが望ましいという意識が高まっていますが、現実には女性に依存する傾向がなお残ることがうかがわれます。家族、地域など多様な主体で介護を担う仕組みづくりが求められています。

#### ⑦男女の人権に関わる問題について

学校教育の場における平等意識は高くなっていますが、家庭生活や職場、社会通念や慣行において、いまだ「男性優遇」が見られます。家庭生活においては、固定的性別役割分担の意識はなお根強く、家事・育児・介護において女性の負担が重い構造があります。このことは、職場においても同様に男女間の仕事や処遇(地位や賃金等)の不平等や、またワーク・ライフ・バランスの問題につながっています。男女平等の意識と実態の乖離解消について一層の取り組みが必要です。

ドメスティック・バイオレンスやハラスメントについて、社会意識の改善はありますが、今なお取り上げにくい問題と見受けられ、意識啓発、相談施設等の充実や周知など、声を拾い上げる環境づくりが必要です。